

21 外貨普通預金

平成29年10月1日現在

商品名	外貨普通預金
販売対象	・個人および法人のお客さま
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1)預入方法 (2)預入通貨 (3)最低預入額 (4)預入単位 (5)預入時の為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預け入れできます。 ・原則、米ドル又はユーロ ・1通貨単位以上 ・1補助通貨単位 ・円貨から外貨への換算相場は店頭表示の電信売相場（TTS）を適用し、預入時の為替相場を予約済みの場合は当該予約相場となります。
払戻 (1)払戻方法 (2)払戻時の為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払戻できます。 ・外貨から円貨への換算相場は店頭表示の電信買相場（TTB）を適用し、払戻時の為替相場を予約済みの場合は当該予約相場となります。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市場動向に応じて毎日決定します。 ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日以外貨で支払い、元金に組入れます。 ・付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とした日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま…お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・平成28年1月1日より法人のお客さまは、総合課税となり国税15.315%の税金がかかります。 ・個人のお客さま…マル優の取扱いはできません。 ・為替差益は雑所得として課税されます。（為替差損は黒字の雑所得から控除できます。）
リスクに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・為替変動リスクがあります。 為替相場の変動に伴い、払戻時の元利受取円貨額が預入時の円貨額を下回るいわゆる元本割れが生じる場合があります。 円を外貨にする際（預入時）及び外貨を円にする際（払戻時）は手数料（1ドル当たり片道1円（往復2円）、1ユーロ当たり片道1円50銭（往復3円））がかかります。 したがって、預入時に適用する為替相場（TTS）と払戻時に適用する為替相場（TTB）は米ドルで2円ユーロで3円の差があり、お客さまのご負担となります。 このため、為替相場に変動がない場合でも、払戻時の元利受取円貨額が預入時の円貨額を下回るいわゆる元本割れが生じる場合があります。 ・預金保険の対象外となります。 ・為替相場に急激な変動があった場合は、公表相場が適用されない場合があります。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時 円を外貨にする際手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用。TTSレートには為替手数料（1米ドル当たり1円、1ユーロ当たり1円50銭）が含まれます。 到着した外貨送金と同じ幣種の外貨預金へのお預け入れには外貨取扱い手数料（お預け入金額の20分の1%/最低手数料2,500円）がかかります。 外貨現金、外貨旅行小切手による預け入れは原則としてお取扱いいたしておりません。 ・払戻時 外貨を円にする際手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用。TTBレートには為替手数料（1米ドル当たり1円、1ユーロ当たり1円50銭）が含まれます。 本口座から出金して同じ幣種の外貨建送金をする場合は、所定の外国送金手数料のほか外貨取扱い手数料（ご送金金額の20分の1%/最低手数料2,500円）がかかります。 外貨現金、外貨旅行小切手による払戻は原則としてお取扱いいたしておりません。 ・その他の手数料は当金庫窓口へお問い合わせください。

次ページへつづく

付加できる 特約事項	_____
中途解約時 の取扱い	_____
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫ホームページ「金利一覧」をご覧ください。 または、当金庫窓口にお問い合わせください。
為替相場情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預入時及び払戻時の計算書のお渡しは、取扱日の翌営業日以降となります。 外貨現金や外貨旅行小切手による預け入れ・払戻は原則としてお取扱いいたしておりません。

北おおさか信用金庫